

防府市上下水道局内LANシステム等及びLAN端末機の管理取
扱要綱

平成14年7月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、防府市上下水道局内LANシステム、料金システム、財務会計システム（固定資産システム・工事台帳システム・契約システムを含む。）、人事給与システム、出退勤管理システム、修理受付システム、設計積算システム、水道マッピングシステム、下水道台帳システム、受益者負担金システム及びバックアップシステム（ホスティングサービス）（以下「システム」という。）の開発、設定変更、運用、更新及びデータ並びにLAN端末機（以下「端末機」という。）の管理運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(端末機の設置場所)

第2条 この要綱の対象となる端末機は、次の場所に設置する端末機とする。

(1) 防府市上下水道局

総務課 総務係・企画係・サーバ室（企画係）

財務課 経理係・業務監理室・入札検査室、お客様センター・
夜間休日窓口（業務監理室）

水道課 水道一係・水道二係・給水係・管理係・中央管理室、
更新業務担当者室

下水道課 建設係・整備係・排水設備係・計画係・施設管理室

(2) (一財)防府水道センター

(3) 料金システム受託業者社内

(用語の定義、役割及び責任)

第3条 本要綱で用いる用語、役割及び責任は次のとおりとする。

(1) 情報システム管理者とは、システムを統括管理する者をいい、課長を指定するものとする。

(2) 情報システム担当者とは、情報システム管理者の指示に従い、システムに関する開発、設定変更、運用及び更新等の作業並びに情報セキュリティ

ィ対策の維持及び管理を行う者をいう。

(3) 情報システム副担当者とは、情報システム担当者を補佐する者をいう。

(4) 端末責任者とは、情報システム管理者により端末機ごとに指名され、主として該当端末機を操作する者をいう。

(5) 端末使用者とは、前条に指定された設置場所に所属する職員をいう。

(6) 情報システム運用管理業務担当者とは、企画係と共に局内LANシステムの更新、維持及び管理を行う者をいう。

(情報システム担当者)

第4条 情報システム管理者は、次表に掲げる区分に応じて、当該所属職員の中から情報システム担当者を指定し、必要に応じて情報システム副担当者を指定するものとする。

局内LANシステム	企画係、情報システム運用管理業務担当者
料金システム	業務監理室（1名）
財務会計システム （固定資産システム・工事台帳システム・契約システムを含む）	経理係（1名）、入札係（1名）
人事給与システム	総務係（1名）
出退勤管理システム	総務係（1名）
修理受付システム	管理係（1名）、企画係、情報システム運用管理業務担当者
設計積算システム	水道課（1名）、下水道課（1名）
水道マッピングシステム	水道課（1名）
下水道台帳システム	下水道課（1名）
受益者負担金システム	下水道課（1名）
バックアップシステム （ホスティングサービス）	企画係（1名）

(操作時間)

第5条 システムの操作は、防府市上下水道局企業職員就業規程第3条に定める勤務時間内において行なわれなければならない。ただし、業務の都合上勤務時間外にシステムの操作を必要とする場合は、情報システム管理者の許可を得て端末機の操作をすることができる。

(禁止事項)

第6条 端末使用者は、次のことをしてはならない。

- (1) 担当業務に必要な情報以外の情報を検索し、又は出力すること。
- (2) 端末使用者以外の者に端末機の操作方法を教え、又は端末機を操作させること。
- (3) システムのデータ（以下単に「データ」という。）をUSBメモリその他の媒体により、当該データが保管されている機器から端末機を使用して持ち出すこと。ただし、情報システム管理者及び総務課長の許可を得た場合は、この限りではない。

(操作上の注意)

第7条 端末使用者は、システムの更新処理を行う途中に端末機を離れるときは、システムの初期画面に戻し端末使用者以外の者が更新処理をできないようにしなければならない。

(障害対策)

第8条 端末機に障害が発生したときは、端末責任者は、その状況を速やかに情報システム管理者及び情報システム担当者に報告しなければならない。

- 2 情報システム担当者は、情報システム管理者の指示により障害の復旧のため必要な措置を講じなければならない。

(システムの改修)

第9条 情報システム担当者は、システムの開発、設定変更、運用及び更新等を行う場合において、総務課長の許可が必要なものについては、所定の手続きを経たうえで行わなければならない。

(データの保管)

第10条 データは、各サーバ内及びバックアップ用として必要に応じて外付けハードディスク、NAS等に保管するものとする。

(データの更新)

第11条 データを追加、変更又は削除する場合及びマスタを修正する場合は、
I D及びパスワードで権限を与えられた職員が端末機から行わなければならない。

(データの抽出)

第12条 システムでデータを抽出する必要があるときは、各端末機からデータを抽出し使用することができる。ただし、抽出したデータは、業務での使用が終了した後すみやかに削除するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、総務課長が情報システム管理者及び情報システム担当者と協議の上、定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。